

Ⅲ 生徒心得

本校の生徒指導は、校訓「自考自律」のもとに、「自ら考え、自ら律し、自ら行い、己の途を拓く」生き方を大切にし、大きな夢を抱き、己の未来に向けて果敢に挑戦していく生徒の育成を目指している。

命を尊び、地域の自然と伝統を大切にし、主体性と協調性をもって、心身ともに健康で充実した学校生活を送りましょう。

1 校外におけるマナーについて

(1) 挨拶の励行

挨拶は、全ての生活の基本である。自ら進んで挨拶をする。

(2) 教室内の行動

授業の「始め・終わり」には身だしなみを確認する。

(3) 教室移動

ア 放課中に移動を完了する。

イ HR教室から移動するときは、クラスで決められた係の生徒が施錠し、移動後、教科担任に鍵を預ける。HR教室に戻るときも係の生徒が解錠する。

(4) 清掃等

日頃より、身の回りの整理整頓を心がけ、公共の美化に努める。

(5) 登下校時におけるマナー

ア 本校生徒として、自覚と誇りを持ち、良識に基づいた行動を心がける。

イ かけがえのない自他の生命を重んじ、交通規則を遵守し、交通事故防止に努める。

ウ 公共交通機関利用時には、利用マナーの率先実行に努める。

2 制服等の規定について

(1) 本校指定の制服を正しく着用する。

カーディガン、ベルト（スラックス用）は指定のものとする。

(2) 改造・加工された制服、すそ等が著しく破れたスラックス等は着用しない。

(3) 靴下は、柄がなく色は黒・紺または白色とする。

(4) スカートの着用は、スカートのすそが膝の中心になるようにする。

(5) 式典の時の服装については統一する（学校から指示をする）。

(6) 制服の組み合わせについて

冬用シャツを着用する場合は必ずネクタイ・リボンをする（但し、気候に合わせて指示をする）。

(7) 防寒具について

ア 防寒具は校舎内では着用しない。

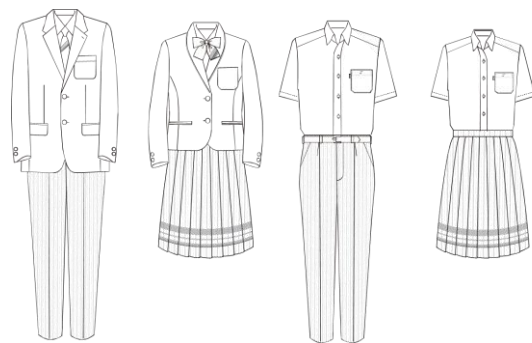
イ タイツ・ストッキングは柄がなく、色は黒またはベージュとする。

(8) 校舎内用スリッパは本校指定のものとする。

(9) 通学靴について

黒又は茶色の短靴（ローファー等）、あるいは運動靴とする。

(10) 休日や長期休業中に部活動で登下校する場合は、各部指定の移動着を着用してもよい。



3 身だしなみについて

端正・清潔な状態を保ち、通学時には制服を着用する。常に本校生徒としての品位を失わないように努める。※制服等については「制服等の規定」を参照する。

(1) 頭髪について

- ア パーマ、カール、染色・脱色、付け毛等はしない。
- イ 極端な刈込や奇抜な髪型にしない。

(2) その他

- ア 化粧（色付きリップ、カラーコンタクト、アイシャドー、マニキュア等）をしない。
- イ ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等の装身具は身につけない。
- ウ 髪留めは飾り等の無い実用的なものとする。

(3) 身だしなみ指導について

- ア 定期的を実施する。
- イ 身だしなみの乱れがある時は、その都度指導する。

4 所持品について

(1) 学習・部活動等に必要でないものは学校に持ち込まない。

(2) 貴重品について

自らの責任において管理する（不要な金銭、高額な物品を所持しない）。

(3) スマートフォン等電子通信機器

- ア 朝のSTから帰りのSTまでは、電源を切って鞆の中に入れておく。
- イ その他の時間帯も使用マナーを守る。
- ウ 家庭連絡等で使用したい場合は申し出る。
- エ 授業等で使用する際は、担当教員の指示のもと使用する。
- オ 歩きながらスマートフォンを利用しない。

5 遅刻の扱いについて

ST開始時刻8時40分（チャイムの鳴り始め）に教室不在の場合は遅刻とする。

安全に登校するためにも、時間に余裕をもって自宅を出発し、8時30分以前に校門を通過できるよう努める。

遅刻した生徒は、職員室にて所定の手続きをする。

(1) 手続き・処理方法

- ア 遅刻（ST時も含める）をした場合は、ホームルームに入る前に職員室に行き、入室許可書に必要事項を記入し、遅刻の手続きをする。
- イ 記入した入室許可書を持って教室に入り、教科担任に提出する。

(2) 指導措置（交通機関の遅れ、家庭の事情、通院等連絡があった場合は除く）

回数に応じて段階的指導をする。

6 早退の扱いについて

- (1) 学級担任の許可を得て「早退届」を記入し、下校する。
- (2) 体調不良時は保健室に行き、養護教諭の指示に従う。
- (3) 帰宅後、速やかに保護者（やむを得ないときは本人）から学校へ連絡する。

7 外出の扱いについて

原則として、外出は禁止する。

（やむを得ない事情がある場合は、担任に申し出て、指示を受ける。）

8 自転車通学について(右記入例参照)

自転車通学許可届及び安全点検表を提出し、本校発行の許可シールを自転車の後部に貼付する。

許可基準は以下のとおりとする。

- (1) ブレーキが前後ともに機能すること
- (2) ライト・ベル・反射鏡・カギを装備していること
- (3) 防犯登録証が貼付してあること
- (4) 不要な改造をしていないこと
- (5) 雨天時は必ずレインコート等を着用し、傘さし運転はしない
- (6) 任意保険に加入すること
- (7) 自転車を運転する際は、ヘルメットの着用を推奨する。

9 原動機付自転車通学許可規定について

原動機付自転車の免許取得、原動機付自転車での通学は認めない。

ただし、下記の条件を満たしている者で希望する場合は、「運転免許証取得願ひ」を提出し、許可されれば、授業に支障のない日に受験し、合格後に「原動機付自転車通学願ひ」を提出する。

- (1) 自宅から最寄の駅まで約10km以上あり、公共交通機関がなく(極めて悪い場合も含める)、保護者が最寄の駅までの送迎が困難である者。
- (2) 上記の10kmに満たない場合でも極めて交通事情が悪い場合は、許可する場合もある。
- (3) 別に定める原動機付自転車の使用規定を守ることができる者。
- (4) 一旦許可を受けた者でも、事故・交通違反・許可基準違反・原動機付自転車の使用規定違反や心身の不安定など危険が予測される場合は、許可の停止または取り消しをする。

10 「四ない運動」について

右の四ない運動を厳守する。

車、オートバイ	の運転免許を取得しない
〃	に乗らない
〃	を買わない
〃	に乗せてもらわない

- (1) 四ない運動に違反した場合は、特別指導の対象となる。
- (2) 普通自動車運転免許の取得は、必要に応じて「自動車学校入校許可願」を提出し、許可を受け、自動車学校に入校することができる。但し、運転免許試験場での学科試験は卒業式の翌日以降とする。(細則は別途示す。)

11 アルバイトについて

アルバイトは、原則行わない。

(ただし、経済的な理由がある場合は協議する。)

12 特別指導について

高校生としてあるまじき行為など問題行動に対して校長は特別指導を申し渡す。

13 部活動について

- 運動部 ソフトテニス、陸上競技、野球、弓道、剣道、柔道、サッカー、卓球、ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール
- 文化部 美術、吹奏楽、演劇、茶華道、写真、ビジネス創造、ボランティア、家庭

担 任	係	※
〇〇年 4月 6日		
自 転 車 通 学 届		
愛知県立新城市教館高等学校校長 殿		
自転車通学をするにあたり、通学条件を守り、交通安全に留意することを約束いたします。		
年 組 番	生徒氏名	新城 有太郎
	保護者氏名	新城 太郎 (印)
住 所	新城市桜瀬〇〇4-〇〇	
下宿住所		
緊急連絡先	氏名	新城 花子 (母) TEL.090-0000-0000
自転車賠償保険加入状況	<input checked="" type="radio"/> 加入済	<input type="radio"/> 申請中
<small>1 自転車通学について 自宅(又は下宿)から学校まで、及び新城市から学校まで自転車通学を希望する生徒は、この自転車通学届に必要事項を記入の上、入学式の日(又は入学式の日)に学籍担任を通じて生徒部まで提出してください。(某日山駅から学校までの自転車通学は認めません) 希望者には下記の条件を満たしていることを確認の上、ステッカーを交付します。なお、ステッカー代金を後日徴収します。</small>		
<small>2 自転車通学の条件 (1) 使用する自転車は整備された通常の自転車とし、ドロップハンドルは禁止する。 (2) 雨ガッパを携帯し、雨天時は傘を使用しない。 (3) 自転車には、学校のステッカーを貼る。 (4) 自転車保険に加入していること。(総合保険でもかまいません) (5) 交通ルール・マナーを遵守し、安全運転に心がけることができる。</small>		

- (1) いずれかの部活動に所属し、3年間継続して活動することが望ましい。
- (2) 原則として、兼部はできない。
- (3) やむを得ず転退部する場合は、部顧問の了承を得て、必要な手続きをする。
- (4) 各部とも、部長、副部長をおく。
- (5) 活動時間は、平日は2時間程度、週休日及び長期休業中等は3時間程度とする。
原則として午後6時までとするが、必要がある場合は、顧問が立ち会う場合に限り午後7時まで活動ができる。
- (6) 原則として定期考査開始の1週間前から定期考査終了までは活動できない。ただし、公式大会参加や特別な事情がある場合は、許可を得た上で、1時間程度の活動を認める。

* 校則見直しの手続き

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加・改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て承認を経た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者・教員・地域の方々等から意見を聴取し、運営委員会・職員会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者・教員・地域の方々等からの意見や職員会議での議論、本校の教育目標を踏まえ、校則の変更について決定する。